

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

ウ 児童ポルノ対策の推進

1 主な施策の取組状況

・犯罪対策閣僚会議において、「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日決定）を策定し、毎年フォローアップを実施するとともに、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、関係機関・団体と連携して児童ポルノ根絶に向けた国民運動を推進している。

青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化する中で、児童ポルノ事犯の被害が深刻化していること等を踏まえ、新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、官民一体となって児童ポルノの排除に向けた総合的な活動を推進している。

・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進している。

・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携して児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策を一層推進している。

2 取組結果に対する評価

・「児童ポルノは絶対に許されない」という認識や地域の情勢・特性に応じた児童ポルノ排除のための取組が効果的に推進されるように、国、地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等に対する広報・普及啓発を充実強化する必要がある。

・児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。

・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・特性に応じ、児童ポルノ排除対策が推進されるよう地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

・平成26年6月15日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年6月25日法律第79号）が成立し、同年7月15日から施行されたことから、同法改正・「第二次児童ポルノ排除総合対策」・「世界一安全な日本創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等を始め、児童ポルノの排除に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。

4 参考データ、関連政策評価等

○「児童ポルノ排除総合対策」「児童ポルノ排除対策推進協議会」「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」「第二次児童ポルノ排除総合対策」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「世界一安全な日本創造戦略」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要等

児童ポルノ排除総合対策の概要

深刻化する児童ポルノ情勢

- 平成21年中の事件送致件数、被害児童数いずれも過去最多
- インターネット上に画像が蔓延
- 国際的気運の高まり

官民一体となった総合的対策が必要

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

- 協議会の開催
- PTAを通じた保護者への働き掛け 等

2 被害防止対策の推進

- 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及促進等のための施策
- 学校及び家庭における情報モラル教育の充実 等

3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進
- ブロッキング導入に向けた諸対策の推進 等

4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- カウンセリング態勢の充実
- 被害児童の支援の在り方に関する検討 等

5 児童ポルノ事犯の取締り強化

- 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
- 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 等

6 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進
- 諸外国における諸動向に関する調査 等

児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組織】

会長：内閣府副大臣
副会長：政府、教育、事業者及び
NPO等団体の代表者
事務局：内閣府

児童ポルノ排除対策WT

議長：内閣府副大臣
構成員：関係省庁（10府省庁）
局長級



関係団体（31団体）

- ・教育関係団体
- ・医療・福祉関係団体
- ・事業者団体
- ・NPO等の代表者

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない！」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の
流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進

【根拠】

児童ポルノ排除総合対策（平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定）

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

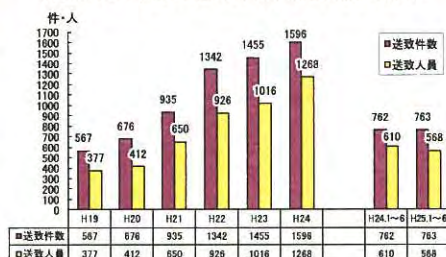
- 活動方針の策定
- 相互の情報交換及び連携・協力
- 広報、啓発、普及等の自主的活動の推進

児童ポルノ事犯の状況

平成 25 年上半期における情勢

- 児童ポルノ事犯の送致件数は、763 件(前年同期比+0.1%)と増加し、過去最多。ファイル共有ソフト利用事犯が減少するも高水準。
- 事件を通じて新たに特定された被害児童数は、316 人(前年同期比+22.5%)と増加し過去最多。
- 新たに特定された小学生以下の被害児童に係る児童ポルノの約 8 割が、強姦・強制わいせつの手段により製造。
- スマートフォンを使用して被害にあった児童は 84 人で、前年同期に比べ約 4 倍に増加。

児童ポルノ事件の送致件数、送致人員の推移



注) H25.1~6 は暫定値 出典：警察庁

最近の主な事件

- ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ公然陳列等事件(39 都道府県警察による一斉取締り)
- ブログを利用した児童ポルノ製造等事件(大阪)
- 児童ポルノ愛好者グループによる児童ポルノ製造及び提供等事件(神奈川、岡山)

第二次児童ポルノ排除総合対策の概要

策定背景

- 平成 22 年 7 月に「児童ポルノ排除総合対策」を策定し官民一体となった施策を推進。
- しかし、平成 24 年中の児童ポルノ事犯の送致件数・人員は過去最多。さらに、被害者の約半数は低年齢児童と認められるなど、極めて憂慮すべき事態。

新たな総合的対策が必要

特に留意すべき課題

- 1 ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化
- 2 被害者支援を強化するための保護対策の充実強化
- 3 国際連携を強化するための取組の推進

推進項目

- 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進
 - 国民運動の効果的な推進 等
- 2 被害防止対策の推進
 - インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動 等
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
 - ブロックの実効性向上に向けた諸対策の推進
 - ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進 等
- 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権 110 番」「子どもの人権 SOS ミニレター」等を活用した相談体制の充実 等
- 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化
 - 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 等
- 6 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等
 - 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
 - 外国捜査機関等との連携の強化 等



児童ポルノは絶対に許されない！

児童ポルノ排除対策 公開シンポジウム

テーマ：児童ポルノの流通・閲覧防止の強化

日時／平成 25 年 11 月 28 日(木) 15:30~17:30

会場／都市センターホテル 5 階「オリオン」

主催：内閣府(平成 25 年度「子ども・若者育成支援強調月間」関連事業)

メッセージ



内閣府特命担当大臣

森 まさこ

本日は、児童ポルノ排除対策公開シンポジウムに御参加いただき、ありがとうございます。
児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利を踏みにじる断じて許し難いものです。児童ポルノがインターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続くことになります。

政府では、児童ポルノの蔓延・氾濫を食い止め、排除を進めていくため、平成22年7月に「児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係機関・団体と連携しながら官民一体となった施策を推進してまいりました。

しかし、我が国における児童ポルノ事犯は引き続き増加傾向にあり、平成24年は送致件数・人員とも過去最多となりました。犯行形態を見ると大部分がインターネット関連事犯であり、特にファイル共有ソフト利用事犯が急激に増加しています。

さらに、被害者の約半数は抵抗するすべを持たない低年齢児童と認められ、低年齢児童の児童ポルノは約8割が強姦や強制わいせつの手段により製造されているなど、極めて憂慮すべき事態に至っています。

こうしたことを踏まえ、政府では、本年5月、児童ポルノを排除するための総合的な対策として新たに「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、児童ポルノの未然防止・拡大防止や被害児童の保護・支援の充実等に向けた対策をより一層推進しているところであります。

本日のシンポジウムでは、「児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組」について基調講演が行われるほか、「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」をテーマにパネルディスカッションが行われることとなっております。

「児童ポルノは絶対に許されない!」という国民運動スローガンが広く浸透し、児童ポルノ根絶に向けた国民運動の輪が更に大きく広がることを願っております。



一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会
代表理事

立石 聡明

1995年、徳島で最初のISP(マンダラネット)を立ち上げ、地域の情報化を進めるためにまちづくりや住民活動に参加。ネットによるライブ配信を行ってきた。

1996年に帯広で集まった地域系ISPと始めたメーリングリストに集まった面々を中心に、JAIPAの前身である地域プロバイダー協会の設立に参画。

その後、発展的に大手ISPを巻き込んで2000年に日本インターネットプロバイダー協会の設立に参画。

現在、同協会の副会長兼専務理事。総務省・業界団体による数々の協議会、研究会に参加。

2013年6月 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事就任。

プログラム

15:30

開会

主催者あいさつ

内閣府大臣官房審議官 杵淵 智行

第一部

基調講演

「児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組」

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会
代表理事 立石 聡明

16:25

第二部

パネルディスカッション

テーマ

「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」

パネリスト

「欧米における児童ポルノ排除対策と日本の課題」

一般財団法人インターネット協会
副理事長 国分 明男

「児童ポルノ排除のための取組と日本の現状」

ECPAT/ ストップ子ども買春の会
共同代表 宮本 潤子

「児童ポルノの現状と警察における取組」

警察庁生活安全局少年課
児童ポルノ対策官 江口 寛章

コーディネーター

NPO 法人ボラリスプロジェクトジャパン
代表 藤原 志帆子

パネリスト



一般財団法人インターネット協会
副理事長

国分 明男

工業技術院電子技術総合研究所(現、独立行政法人産業技術総合研究所)において、データベースマシン、連想記憶マシン等の研究開発を20年以上行う。現在、一般財団法人インターネット協会副理事長として、インターネットにおけるルール&マナーの提唱、フィルタリングの普及啓発、インターネットホットライン運営などにより、わが国におけるインターネットの健全な発展に務めている。内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」委員。



ECPAT/ ストップ子ども買春の会
共同代表

宮本 潤子

1990年チェンマイ会議「現代奴隷制の中の子どもたち」に出席、「ECPAT」開始決議に参加。第1回、第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議で日本の状況と取り組みについて発表。国会特別委員会等で意見陳述。インターネットホットラインセンター運営委員、児童ポルノ流通防止対策専門委員等を歴任。



警察庁生活安全局少年課
児童ポルノ対策官

江口 寛章

1995年警察庁に入庁。
内閣官房IT担当室、金融庁FIU室、警察庁少年課理事官、警察庁生活安全企画課企画官を経て、本年8月より現職。



特定非営利活動法人
ボラリスプロジェクトジャパン
代表

藤原 志帆子

米国NPOボラリスプロジェクトでの勤務を経て、2004年に同団体日本事務所を設立。強制売春やポルノ等、性的搾取を目的とした人身取引をなくすために、多言語の相談電話による被害の発見と救済事業を開始した。人身取引被害を受ける子どもや女性への現場での支援の傍ら、児童施設や学校教員向けの研修講師としても活動している。